

建 第 568 号  
令和2年6月30日

(一社) 山形県建築士会長  
(一社) 山形県建築士事務所協会長  
(公社) 山形県宅地建物取引業協会長  
(公社) 全日本不動産協会 山形県本部長

殿

山形県県土整備部建築住宅課長  
(公 印 省 略)

建築基準法施行細則の改正について (通知)

日ごろより、本県の建築住宅行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年9月25日に施行された改正建築基準法では、法第42条第1項第5号の規定に基づき道の位置の指定を受ける(以下、「位置指定道路」という。)場合、その位置指定道路が適正に管理されるよう、位置指定道路の基準に適合するように管理する管理者の承諾が新たに必要となりました。

これに伴い、県では、建築基準法施行細則(昭和37年県規則第18号)の一部改正を行いましたのでお知らせします。

担当：県土整備部建築住宅課  
建築行政担当  
TEL 023-630-2651